

議案第 30 号

南あわじ市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 2 年南あわじ市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。第 10 条において同じ。）」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。第 10 条において同じ。）又はカード代替電磁的記録（番号法第 2 条第 8 項に規定するカード代替電磁的記録をいう。第 10 条において同じ。）」に改める。

第 10 条中「個人番号カード」を「個人番号カード又はカード代替電磁的記録」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
第1条～第4条 略 (電子情報処理組織による申請等) 第5条 略 2・3 略 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した<u>個人番号カード</u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第10条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。 5・6 略 第6条～第9条 略 第10条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した<u>個人番号カード</u>の利用そ	第1条～第4条 略 (電子情報処理組織による申請等) 第5条 略 2・3 略 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した<u>個人番号カード</u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第10条において同じ。)又は<u>カード代替電磁的記録</u>(番号法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録をいう。第10条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。 5・6 略 第6条～第9条 略 第10条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した<u>個人番号カード又はカー</u>	

の他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第11条以下 略

ド代替電磁的記録の利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第11条以下 略